

物価高騰対策事業者支援給付金

運送事業者

趣旨

電気・ガス等のエネルギー価格高騰による影響を受けている運送事業者に対し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

支給条件

- ①市内に本社又は営業所を有し、貨物事業者運送事業を行っていること
- ②令和4年分の確定申告又は市・県民税申告（法人の場合は、法人市民税の確定申告）をしていること
- ③令和4年度及び令和5年度の市税等に滞納がないこと
- ④給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること

ホームページ

電子申請



給付金額

台数	1～5台	6～10台	11～15台	16～20台	21～25台	26～30台	31台以上
金額	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円

申込期間

令和6年1月11日(木)から2月29日(木)まで

※当日消印有効

提出書類

- ①給付金支給申請書（運送事業者）
- ②申告に関する書類の写し
個人：令和4年分確定申告書又は令和5年度市民税・県民税申告書類等
法人：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書
- ③営業許可証等の写し
- ④車両登録台数が分かる書類等の写し

【個人事業主のみ】
前回のエネルギー価格高騰対策事業者支援給付金の申請時に添付している場合は省略可

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL：0176-51-6773 FAX:0176-22-9799 E-mail:shokokanko@city.towada.lg.jp

営業許可証等の写し

○貨物自動車運送事業

- ・貨物自動車運送事業に係る許可書等の写し
- ・軽貨物自動車運送事業経営届出書等の写し

よくある主な質問 (Q&A)

Q. 市内と市外に営業所がありますが、市外の営業所の車両も対象になりますか。

A. 市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両のみが対象になります。

Q. 同一法人が、複数回申請することは可能ですか。

A. 複数回の申請はできません。

Q. どのような車両が対象となりますか。

A. 以下の①～③すべての要件を満たす車両が対象となります。

- ①営業用（緑ナンバー・黒ナンバー）の車両
- ②市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両
- ③現に事業に使用している車両

登録はあるものの現に事業に使用していない車両は対象になりません。

Q. 他の給付金を受けていても対象となりますか。

A. 同時期に実施している物価高騰対策事業者支援給付金（社会福祉施設・医療施設・保育施設、農業者、運送事業者、中小企業者）を受給（予定も含む）している場合は、対象となりません。

その他の給付金は、受けていても対象となります。

Q. 現在休業していますが、対象となりますか。また、休車車両は対象になりますか。

A. 申請時点で営業していなければ対象となりません。また、物価高騰対策を目的としているため、休車車両は対象になりません。

Q. 最近創業したばかりですが、対象となりますか。

A. 申請日時点で創業しており、他の要件も満たしていれば対象となります。